

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表  
第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術件数

対象期間：令和7年1月1日から12月31日まで

(1) 区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	17
(2) 区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	39
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
(3) 区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
(4) 区分4に分類される手術		件数
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術		0
(5) その他の区分		件数
ア	人工関節置換術	143
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む)及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈形成術 (急性心筋梗塞に対するもの)	1 (0)
	(不安定狭心症に対するもの)	(0)
	(その他のもの)	(1)
オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術 (急性心筋梗塞に対するもの)	20 (0)
	(不安定狭心症に対するもの)	(2)
	(その他のもの)	(18)